

生後6か月から高校3年生相当年齢の板橋区民の方へ インフルエンザ予防接種の費用を一部助成します

板橋区では、令和6年度から、子どもの季節性インフルエンザへの感染予防及び保護者の費用負担の軽減のため、子どものインフルエンザ予防接種(任意接種※)に対し、費用の一部を助成します。

(※任意接種:予防接種法に定められていない予防接種で、費用は全額自己負担が原則。)

以下をお読みいただき、接種を希望する方は、板橋区内の指定医療機関に備え付けの予診票を記入し接種を受け、医療機関で接種費用から助成金額を差し引いた金額をお支払いください。

1 対象者 生後6か月から高校3年生相当年齢までの板橋区民

※板橋区民以外の方は、当該事業の助成の対象ではありません。

2 対象期間 10月1日から翌年1月31日まで

3 助成金額 2,000円／1回

※生活保護受給者も同様です。

4 接種回数・助成回数

接種回数	助成回数 (助成金額)
6か月以上13歳未満の方 2回接種 ※1回目からおよそ2～4週の間隔をおいて2回目を接種します。 1回目の接種時に12歳で2回目の接種時に13歳になっていた場合でも、12歳として考えて2回目の接種を行います。	2回／年度 (2,000円×2回)
13歳以上の方 1回接種	1回／年度 (2,000円)

※上記は、注射による不活化ワクチンを接種する場合の助成回数です。その他の種類のワクチン接種をご希望の場合は、区または医療機関に事前にご確認ください。

5 実施場所 板橋区内の協力医療機関

- ※ 板橋区内の協力医療機関以外で接種した場合、全額自己負担となります。
- ※ 原則、事前予約が必要です。予約は医療機関に直接お問い合わせください。
- ※ 医療機関ごとに接種費用(自己負担額)や、接種を受け付けている年齢、取扱いワクチンが異なる場合がございますので、医療機関に事前に必ずご確認ください。

6 必要なもの

- 母子健康手帳
- 板橋区民であること(住所、氏名、年齢)がわかるものをご用意ください。(健康保険証、医療証等)
- 接種費用

【お問い合わせ先】

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ●予防対策課……………(3579) 2318 | ●板橋健康福祉センター……(3579) 2333 |
| ●上板橋健康福祉センター……(3937) 1041 | ●赤塚健康福祉センター……(3979) 0511 |
| ●志村健康福祉センター……(3969) 3836 | ●高島平健康福祉センター……(3938) 8621 |

【インフルエンザとは】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスにより起こる病気で、咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それらを吸いこむことにより、うつります。インフルエンザにかかると、高熱、全身倦怠感(だるい)、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、くしゃみ、咳、鼻水などが起こります。さらに、お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

【インフルエンザ予防接種の有効性】

インフルエンザワクチンは、インフルエンザウイルスの感染や発症そのものを完全には防ぐことはできませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果は証明されています。日本では例年12月から4月頃に流行するため、12月中旬までの接種が望ましいとされています。また、インフルエンザワクチンは、そのシーズンに流行すると予測されたウイルスを用いて製造されるため、毎年の接種が望ましいとされています。

【インフルエンザ予防接種の副反応】

接種した部位の腫れや痛み、発熱、頭痛、だるさなどがみられる場合がありますが、通常2、3日で治ります。また、まれに生じる副反応として、ショック、じんましん、呼吸困難、けいれん等がみられることがあります。

【他の予防接種との間隔】

インフルエンザワクチンと他のワクチンは同時に接種が可能です。

【予防接種を受けることができない方】

- (1)明らかに発熱のある方(37.5℃以上)
- (2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3)インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな方
- (4)その他、予防接種を行うことが不適当な方

【予防接種を受けるときの注意】

下記に該当する方は接種できない場合もありますので、かかりつけ医とよく相談してください。

- (1)心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などで治療を受けている方
- (2)予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方
- (3)過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- (4)過去に免疫不全の診断がなされている方
- (5)接種液の成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方
- (6)現在妊娠中の方、妊娠している可能性のある方

【予防接種を受けた後は】

- (1)接種後30分は病院近くにいるなどして様子を観察し、アレルギー反応などがあればすぐに医師と連絡をとれるようにしてください。
- (2)入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすらないようにしてください。
- (3)接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (4)接種後、発熱や発疹が出たりしますが、通常は1～3日で治ります。しかし、高熱が続いたり、これらの症状が強いときにはすぐに医師に相談してください。

【予防接種健康被害への対応について】

ワクチンの接種を受けた後に、極めてまれに重い副反応が生じることがあります。この予防接種は、予防接種法に基づく「定期接種」ではなく、被接種者の希望による「任意接種」のため、予防接種が原因で健康被害が生じた場合の救済制度が異なります。

任意接種は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」による救済の対象となります(独立行政法人医薬品医療機器総合機構:電話0120-149-931)。また、重篤な被害により障がいが残る場合等には、「特別区自治体総合賠償責任保険」の給付の対象となる場合がありますので、速やかに板橋区保健所予防対策課までご連絡をお願いいたします。